

1. 改正の概要

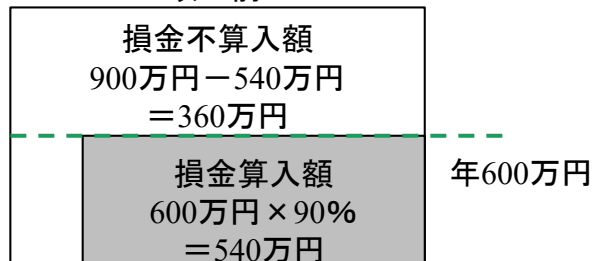
- ・中小法人の定額控除限度額が拡充されます。
- ・中小法人の定額控除限度額内の交際費について、その全額が損金に算入されます。

趣旨：中小法人の営業支援及び飲食業界活性化を目的として、中小法人の交際費の損金算入額を増やす改正案

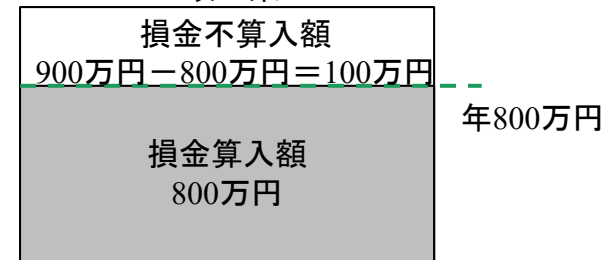
内容	改正前	改正案
定額控除限度額	年600万円	年800万円
定額控除限度額内の損金算入割合	90%	100%(全額損金算入)

【例】年900万円の交際費を支出した場合

改正前



改正案



2. 実務上の留意点

- ・中小法人(※1)以外の法人は、従来通り、原則支出する交際費の全額が損金に算入されない(5,000円基準に該当する飲食費を除く)。
- (※1) 期末資本金が1億円以下の法人(資本金が5億円以上の法人の完全子会社等を除く)

3. 今後の注目点

- ・適用開始時期：平成25年4月1日以後開始事業年度又は同日以後支出する交際費のいずれか、法令等で確認が必要。